

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。  
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○山下委員長 これより内閣総理大臣出席の下、質疑を行います。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。長妻昭君。

○長妻委員 長妻昭です。よろしくお願ひします。私は、国家の戦略とインテリジェンスは車の両輪だというふうに思っております。日本は専守防衛の国だからこそ、世界でどういふことが起こっているのか、これを的確に把握する、この能力が低いと私は思っている、これを高めるといふことはいいことだと思います。

これまで日本のインテリジェンスは、上がらない、回らない、漏れる、こういうことを言われておりました。政策部門に情報が上がらない、そして回らないというのは、情報が共有されない、そして漏れてしまう。これについて一定の今回の法律というのは改善を見るものだと思っておりますが、強い法律には副作用もつきものなんです、ね、薬と同じなんです。その副作用に関して、私は政府は本当に無頓着過ぎるというふうに思うんです。

ね。国会の報告も非常に不十分ですし、内部統制もない、第三者委員会もない、人権侵害とかインテリジェンスの政治化というのが非常に心配されます。

ニーズは読んでも空気は読むなという言葉があるぐらい、インテリジェンスの政治化、これは政治的な理由によりインテリジェンスの内容が意図的に歪曲されることを示しているわけですから、こういうことについて懸念点を今日は総理にお伺いをして、明確な御答弁をいただきたいというふうに思います。

ここに五つほど事例を具体的に書いて、総理にも見ていただくということで事前にお配りしております。私は、こういう情報は集めてはいけないというふうに思います。こういう情報活動はしてはいけないというふうに思っておりますので、総理も同感だと信じておりますので、一つ一つお伺いしていきたいと思ひます。

まず一番目ですね。法律とルールを守った上で、政府の政策に反対するデモや集会に参加しただけの人に対して、顔写真撮影や本名、職業を調査をしていく、これはしませんね。

○高市内閣総理大臣 まず、現在御審議いただいている本法案との関係について申し上げます、四月二日の衆議院本会議において、後藤議員からの御質問に対し、私から、選挙であってもなくても、外国勢力によるものではない、我が国の市民団体等の活動については、調査審議事項にはなりませんと申し上げました。

各インテリジェンス機関の個別具体的な活動内容

については申し上げるべきものではないと考えておりますけれども、政府の政策に反対するデモそのものが情報活動の関心の対象となることは一般的には想定しがたく、政府の政策に反対するデモや集会に参加しているというのみを理由として、普通の市民の方が調査の対象になるといふことも想定し難いと考えます。

一方で、例えば、諸外国でも見られるように、デモが過激化して一般の方々への危害が及ぶ事態に発展するかどうか、また、ある主張をするデモ隊とその反対の主張をするデモ隊が衝突して危険な状態が生じる可能性があるかどうかといった観点から関心を寄せるということはあるかと思ひます。

○長妻委員 一定の答弁を今いただいたと思ひます。

ただ、今おっしゃったように、調査審議の対象つまり、今回の法律は重要情報活動といふことは規定されているんですね。もちろん、例えば内調でいっても、重要情報活動の活動もありますし、そうでない活動もあるわけですよ、そうでない情報収集活動もあるんですね。そうでない情報収集活動においても、この①はしないということですよ、ろしいんですね。

○高市内閣総理大臣 そうでない情報、政府の政策に反対するデモそのものが情報活動の関心の対象になるということは、一般に想定しないということでございます。

○長妻委員 防衛省、来ていただいておりますけれども、かつて、イラクに自衛隊を派遣するとい

うのがありましたよね。そのときに、反対活動、反対のデモをされた方を、本名とか、職場にお尋ねして職業を調べたということがあるんですが、この方は一般の市民だったんですか。

○松尾政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘の情報保全隊による監視活動の停止等を求めた裁判におきまして、平成二十八年二月、仙台高等裁判所が、一名に対するプライバシーの侵害というものが認められ、損害賠償の支払いが命じられたところでございます。その侵害が認められた一名につきましては、自衛隊の活動に反対するライブ活動を行っていた人物ということで、公職に就いている方ではないということで、私人でございます。（長妻委員「一般の、普通の市民でしょう」と呼ぶ）はい、私人でございます。（長妻委員「いや、私人というんじゃないで、犯罪とかそういう背景がない人たち」と呼ぶ）自衛隊が活動を行っております目的自体は、自衛隊による情報の保全というものについて服務規律があるのかないのかということを情報収集する一環で行ってきたところでございます。（長妻委員「ただデモをしただけの人たち」と呼ぶ）

○山下委員長 手を挙げて質問をしてください。（長妻委員「ただデモをしただけの人でしょう」と呼ぶ）

では、答弁を続けてください。

○松尾政府参考人 そういった規律違反があるかないかという観点で情報収集活動を行っていたところではございますけれども、判決におきましては、プライバシーの侵害に当たるといような御

判断をいただいたところでございますので、プライバシーの侵害と認められた一名の方につきましては、損害賠償ということで賠償金を支払ったところでございます。

○長妻委員 レクするときには普通の一般市民だったと認めておりますので、今後は、今総理の答弁をもって、各インテル部門は肝に銘じていただいて、①については、しないということ徹底していただきたい。

二番目ですね。国政選挙の情勢調査、これはどうですか。するべきじゃないと思うんですけども。

○高市内閣総理大臣 内閣情報官からは、国内外の諸情勢について様々な報告を受けております。例えば、内閣の重要政策に関する国民の方々の御意見、国内外の新聞、雑誌、テレビ等、メディアの報道内容、各界の有識者の方々の御意見なども含まれております。あくまでも一般論で言えば、内閣の重要政策に関連して世論の動向が話題になることはあり得ます。特に、昨今はSNS上に偽情報を流すなどする外国勢力による選挙干渉への対策が課題になっておりますので、こうした動向を注視すべきと考えております。

その上で、私が内閣情報官から、私が総理になってから行われた選挙の情勢について、報告ですとか資料の提供を受けたことはございません。

○長妻委員 内調が、選挙区ごとに担当者を決めて、総選挙のときに情勢調査をして総理に提供するということは報道でもあって、こういうことが私はなされていると思いますので、こういうこと

についても、もちろん背景にテロとかそういう問題、外国勢力の問題があれば別ですけども、単純に自民党が勝つか勝たないかという調査、こういうのはしないということですね。

○高市内閣総理大臣 もちろんそのとおりでございます。

○長妻委員 そして、もう一つは、自民党総選挙の情勢調査、これもインテル部門はやっていると言われて、これも各種報道があるんですね。ある意味では周知の事実と言ってもいいと思いますが、これは、今後、現職の総理大臣を勝たせる、そういう目的があるというふうには感じておるんですが、これも、もう今後はインテル部門にこういう情勢調査はしない、今後、これはするべきじゃない、こういうふうには御答弁いただければ。

○高市内閣総理大臣 個々具体的な情報収集の内容について答弁するのは差し控えますが、一般的に申し上げますと、自民党総選挙も各党の党首選挙も、各候補者が発信する政策課題についての考え方などを通じて国政全般にわたる議論が喚起されるといふ重要な機会です。そうした観点で、情報機関としても、内閣の重要政策に関連する範囲で、世論の動向ですとか有識者の反応につき、情報収集を行うということは否定されるものではないと考えられます。

その上で申し上げますけれども、内閣情報調査室において、専ら現役の総理大臣を勝たせることを目的として情勢等を調査するようなことは、これまでも行っていないと聞いていますし、今後も行いうことはありません。これは、内閣情報調査室

だけではなくて、各インテリジェンス機関でも同様でございます。

○長妻委員 これは、各インテル部門、聞いていただいたと思いますので、こういう業務からは解放されるというふうに思います。

四番目ですね。首相や閣僚に発生したスキャンダルの追及に関するマスコミや野党の動向調査ということ、これはもちろんしないということですよ。らしいですね。

○高市内閣総理大臣 事案の内容や状況次第と思われまので一概にお答えすることは難しいんですが、あえて申し上げますと、例えば政府の重要な機密情報の漏えいのように、国益や国民の皆様の安全に直結するような不適正事案の疑いがある場合には関心が向くということになると思います。

そうした要素がない私的なスキャンダルにつきましては、例えばで申し上げますけれども、当事者の人事監督を行うべき機関などが事実関係を把握するために情報収集を行うといったことは想定されるものと思われまます。

一方で、スキャンダルについて、専らマスコミや野党の追及をかわすといった目的だけで情報活動をを行うということは、現在も想定されませんし、今後も行われることはない、それはあつてはならないと考えております。

○長妻委員 これも明確に答弁をいただいて、インテル部門はこの業務からは解放されるとほっとされている方々もおられるというふうに思います。ありがとうございます。

そして、五番目ですね。この前に、公安調査庁

から御答弁があると聞いております。どうぞ。

○霜田政府参考人 お答え申し上げます。

四月十五日の内閣委員会におきまして、公安調査庁の御回答が不十分であるとの御認識かと思われまますので、その上で、改めて回答申し上げます。

公安調査庁におきましては、特定の候補者あるいは国会議員、これに利するために何らかの調査を行い、選挙情勢、あるいは地元に関する情報等をこうした方々に提供するという事は一切行っておりませんし、また、今後につきましてもそうしたことを行う方針等々はございません。

○長妻委員 今まではやっていたというふうには考えているんですが、内部文書もあるんですね、これは総理大臣に改めて明確に御答弁いただきたいと思うんですが、公安調査庁は今後やらないということでありまます。⑤ですけれども、自民党有力議員の地元選挙区情勢に関する調査と情報提供、これはもちろんしないということよろしいんですね。

○高市内閣総理大臣 各インテリジェンス機関は国民の皆様の人権に配慮しつつ適法、適正な活動を行うべきで、そのことは今後も変わりません。その上で申し上げますが、自民党有力議員の地元選挙区情勢ですか、に関する調査と提供について、各インテリジェンス機関とも、特定の党や候補者を利するような目的で情報活動を行うことはしていませんし、今後も行いうことはないと。まあ有力議員じゃなかったのかもしれないが、私は一度もそういう情報を得たことがございません。

○長妻委員 ①から⑤まで、一定の御答弁を総理からいただいたと理解をしております。これは是非、インテル部門の方々も聞いておられると思ひますので、今までこういう業務をやっておられる部署や職員は、もうしないということではつとしいる方も私は多いというふうに思ひますので、これは徹底をしていただきたいというふうに思ひます。

その上で、インテリジェンスの政治化、これを防ぐためにどの国も相当苦労しているんですね。結局、二つあるんですね。政策部門が陰に陽に圧力をかけて、こういう情報を出してこい、こういうのもありますし、インテル部門が付度して、気に入られる情報を出そうと。これのミックス型もあるんですね、こういうことで世界ではいろいろな問題が起こつていて、改善が進んでいるんです。

日本は、その改善策がないんですね。さっき申し上げたチェック機能がないということで、私、一つ総理に提案しておきたいことがあるんですが、国家情報局長、できますよね。国家情報局長は任期がないんですよ。任期がなくて、ある意味では総理が首と言えれば首にできるんです。そして、総理がこの人を選ぼうと言えれば、もちろん手続はありますけれども、選べるんですね。

ただ、ほかの国を見ると、そういう形にしている国が多いんですよ。なぜかというところ、時の総理大臣が、気に入る人、気に入らない人、都合の悪い情報を出してくる人は首にするとか、そういうようなことを防ぐため、つまり、インテリジェ

ンスの政治化を防ぐために、例えばイギリスの MI6では、そのトップは五年というのが一つの原則になっているんですね、総理が替わろうが替わるまいが。そして、例えばアメリカでも、情報機関の中には一定の年限をトップは決めて、その間は、よっぽど不祥事が、その人が起こせば別ですが、けれども、替えられないというのはあるんです。

ですから、日本も、総理、国家情報局長はできるだけ、例えば五年というような期間を決めて、もちろんその方にいろいろな問題が起これば別ですよ、いろいろなスキャンダルが。ただ、五年とこのを決めて、総理大臣が替わってもそれは替えないというような形にするべきだと思っておりますが、いかがですか。

**○高市内閣総理大臣** 国家情報局長につきましては、官邸直属の情報機関のトップとして、同局が行う情報活動を指導するとともに、総理や官房長官へのブリーフィング、外国の情報機関トップとの連携といった役割を担っていただくほか、新たに、国家情報会議で決定する情報活動の基本方針などの企画立案、各省庁に対する総合調整といった役割を的確に行うことが期待されます。ですから、情報活動や我が国の情報コミュニケーションに精通しているということが求められます。そのような観点から、やはり海外とのやり取りもありますので、一定期間、その任に継続して当たるのが望ましいと私は考えております。

いずれにしても、国家情報局長の人事というのは時の総理が判断すべき事柄でございますので、国内のインテリジェンスコミュニケーション間の連携

確立、外国情報機関トップとの信頼関係の醸成といったことを考えると、一定期間は継続して在任するのが好ましいと考えます。ですから、その要素も十分考慮した上で、任免というものを判断すべきだと思っております。

**○長妻委員** これは、高市総理、例えば五年という一つの期間を一定のルールを決めて運用していくというようなことを緻密に検討する、今後いろいろなことがありましようから。そういう検討をするという、具体的なやり方、ルールということをおっしゃっていただきたいと思っております。

**○木原国務大臣** 人事は一義的には私の方で提案する場合もありますので。

諸外国の情報機関の人事、私もよく、今回の法案に当たって研究をさせていただきました。その人事制度とか、その運用というのは、やはりそれぞれの国の実情とか過去の経緯がずっとあって定まっているので、そのまま導入すべきかどうかは、やはり慎重に検討すべきだろうと考えますし、あとは、カウンターパートとのやり取りの中でこれも非常に大事な連携要素が出てくるかなというふうに思っております。

**○高市内閣総理大臣** 五年というのが適切かどうかということも含めて考えなきゃいけないけれども、やはり私の考え方でいえば、特に海外の情報機関トップとの信頼関係の醸成といった要素を考えると、一定程度継続して在任することは好ましいと考えます。ただ、問題を起こしたとか、やはり適任じゃなかったというときには、そういうことも十分考慮した上で、任免、これは

判断すべきだと思っております。

現時点で、その五年と期限を切つてのルール化は検討いたしております。

**○長妻委員** 五年とは言わず、であれば、一定の年限というのをルール化する、そういうような検討ぐらひはしていただきたいと思っております。

**○高市内閣総理大臣** 時の内閣総理大臣が決める人事でございます。

例えば、私が何年、内閣総理大臣をやっているかということにも関わってまいります。例えば、次の総理大臣がもっと適任だと思われる方を選ばれば、その五年に限らず、もっと短期かもしれませんし、やはりこの人は適任だということになれば、長期になるかも分かりません。ここは何とも申し上げられません。

**○長妻委員** 私が申し上げている趣旨は、総理が替わるたびにころころ替わるということでは、これはインテリジェンスの政治化ということが是正されないという趣旨で、誰が総理になっても一定期間はという、そういう趣旨で申し上げたので、是非検討していただきたいと思っております。

そして、もう一点、総理にお伺いします。先ほど後藤さんから官房長官には聞いたんですけども、総理にも同じ質問をさせていただきたいと思っております。

総理や官房長官を含む政策部局は、情報機関側が個人情報、プライバシー保護、政治的中立についての法令や内規に反すると解釈してしまう情報収集、提供の要請を国家情報局や警察など情報部門に対してしてはならないのではないか、そのよ

うな要請はしないということでもよろしいかということなんです。

○高市内閣総理大臣 まず、総理大臣として、例えば、特定の党派を利用する目的で情報の収集を命ずることも、情報の集約を命ずることも決してないということは明確に申し上げます。

その上でお答えすれば、会議体を設置するような一般的な組織法の中で、他に規定されていないようなことを本法案のみで規定するということは、法体系全体の中で特別な意味合いを付与してしまっておそれがございます。（長妻委員「それじゃない。違う答弁。答弁書、違います」と呼ぶ）違いますか。

情報活動に関して、法律の規定に違反したり、公務員の内規や服務に抵触したりするようなことを指示するということは許されない、これは当然でございますし、現在もそのようなことは行っていないし、今後も行つてはなりません。

○長妻委員 明確な答弁をいただきました。

最後に、これは公開の基準を私はつくるべきだと思ふんですね。当然、インテリジェンスですから機密情報の塊なので、それは公開できない部分はいっぱいあるというのは承知していますが、例えばアメリカでは、さつき大島さんも触れられましたけれども、アメリカでは、国家情報長官室、ODNIがあつて、ここにはトランスペンサレンシープリンシプルというのがあつて、透明性原則というのをあらかじめ決めておく。

すなわち、各インテリジェンス組織の活動のうち、どの部分を対外的に公表するべき、どの部分

は公表できないか、あらかじめ基準を決めておくんですね。公表するところは適時公表する、こういうことを明確にやっていますよ。

日本でも検討いただけませんか。

○高市内閣総理大臣 我が国では、既に、行政文書の作成、管理について定める公文書管理法、行政文書の開示等について定める行政機関情報公開法が整備されており。また、特定秘密保護法や重要経済安保情報保護活用法を始めとする秘密保全制度も整備されており。

さらに、公文書管理法ですとかその下位法令において行政文書の定義などが定められているほか、行政機関情報公開法において不開示情報の定義も定められております。また、特定秘密保護法、重要経済安保情報保護活用法、その下位法令において特定秘密又は重要経済安保情報に指定するための要件も厳格に定められております。

新設する国家情報会議や国家情報局においては、こうした行政文書に関する統一的な制度に基づいて、事後の検証に資する形で行政文書を作成、管理するとともに、情報公開請求にも適切に対応してまいります。

○長妻委員 これで質問を終わりますけれども、総理もよく御存じだと思います、いろいろなルールはあるんですけども、一般的なルール、全部黒塗りになるわけですよ、インテリジェンス情報は。何にも出さない。しかも、その情報があるなしも言わないというのが日本の実情なので、是非アメリカ並みに公開基準をちゃんとつくっていただきたいということをお願いして、質問を終

わります。  
ありがとうございます。